

新居浜工業高等専門学校旅行命令及び旅費支給要項

平成14年 3月27日要項第1号

最終改正 令和7年6月11日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校における旅行命令及び旅費の支給等については、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則（以下「旅費規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費実施細則及び独立行政法人国立高等専門学校機構旅費取扱規則に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(在勤地)

第2条 在勤地は、新居浜市とする。

(旅行命令の範囲、旅費の支給)

第3条 業務上必要と認められる旅行については、公用車又は借り上げバス等（以下「公用車等」という。）を利用することができることとし、公用車等を利用する場合で、宿泊を伴う旅行に限り旅行命令を行うものとする。

2 旅費の支給については、旅費規則第10条に基づき調整を行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる用務で旅行する場合の旅費については、別に定めるものとする。

1. 課外活動に伴う学生の引率 (1) 文化系大会の引率 ア. 四国地区高等専門学校総合文化祭 イ. 全国高等専門学校プログラミングコンテスト ウ. 全国高等専門学校デザインコンペティション エ. 全国高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト オ. 全国高等専門学校ロボットコンテスト・同四国地区大会 (2) 体育系大会の引率 ア. 全国高等専門学校体育大会 イ. 四国地区高等専門学校体育大会 ウ. 全国高等専門学校弓道大会・同中四国大会 エ. 愛媛県高等学校総合体育大会 オ. 全国高等学校野球選手権愛媛大会 (3) 上記大会に順ずる大会のほか、クラブ活動に伴う各種大会等の引率
2. 学生の教育及び就職活動の推進等に係る用務 (1) インターンシップ先訪問 (2) 就職開拓等のための企業等訪問
3. その他、新居浜工業高等専門学校後援会長が認めた用務

(旅行命令・依頼伺)

第4条 旅行をする者は、旅費規則第4条第3項に規定する旅費システム（以下「旅費システム」という。）に入力し、旅行命令書を印刷・押印の上、次の各号に定める者の承認を得て、総務課に提出するものとする。

- (1) 教員が旅行する場合 学科主任又は科主任
- (2) 事務職員が旅行する場合 所管課長
- (3) 技術室職員が旅行する場合 技術室長

(旅行命令を発しない場合の取扱)

第5条 第3条第1項に該当しない旅行をする者は、業務外出・公用車使用伺（別紙様式1）に必要事項を記入の上、次の各号に定める者の承認を得て、総務課に提出するものとする。ただし、公用車を使用する場合は、上記別紙様式1により、事前に総務課長の承認を得るものとする。

- (1) 教員が旅行する場合 学科主任又は科主任
- (2) 事務職員が旅行する場合 所管課長
- (3) 技術室職員が旅行する場合 技術室長

(旅行の日数)

第6条 旅行日数は、次によるものとする。

- (1) 第7条に規定する出発駅を午前6時30分以降に出発すると業務に支障がある場合は、業務日前日の宿泊を認める。
- (2) 第7条に規定する帰着駅に午後9時30分までに到着できない場合は、業務最終日の宿泊を認める。

(出発駅、帰着駅)

第7条 鉄道を利用する場合の運賃計算上の出発駅及び帰着駅は、原則としてJR新居浜駅とする。ただし、旅行命令権者が認める場合には、他の駅を出発駅、帰着駅とすることができる。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額のうち、次の各号に掲げるものについては、これを支給しないものとする。

- (1) 特別車両料金
 - (2) 往復割引・団体割引等の割引のあるものについては、当該割引額
- 2 業務上必要と認められる場合は、特別急行料金及び座席指定料金を支給することができるものとする。
- (1) 一の急行券の有効区間が片道100キロメートル以上の場合又は別表に定める区間の場合
 - (2) 特別急行列車を利用することにより旅行日程を短縮し経済的と見なされる場合

(船賃)

第9条 船賃の額については特別の事情がある場合を除き最低の旅客運賃のみを支給するものとし、往復割引・団体割引等の割引のあるものについては、当該割引額は支給しないものとする。

(航空賃)

第10条 業務上必要と認められる場合及び航空機を利用することにより旅行日程を短縮し経済的と見なされる場合には、旅費規則等に定める航空賃を支給することができるものとする。ただし、旅行者は、搭乗券の写し又は半券を提出しなければならない。

2 航空機を利用する場合の起点となる空港は、原則、松山空港又は高松空港とする。ただし、他の空港を利用する方が経済的に安価である等、合理的理由がある場合はこの限りでない。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費のうち、業務のため特に必要と認められる場合に限り、レンタカー(契約係調達を除く。)の賃料その他の移動に直接要する費用及び指定車による旅行に要する車賃を支給することができるものとする。指定車の登録及び使用については、別に定める。

2 前項のレンタカー及び指定車を使用する場合の使用制限は、公用車に準ずる。

(報告書の提出)

第12条 新居浜工業高等専門学校教職員服務規程第9条に規定する復命は、旅費システムにて行い、報告書を印刷・押印の上、総務課へ提出するものとする。

(その他)

第13条 特別の事情によりこの要項により難しい場合は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年2月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年10月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年6月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年6月10日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年2月3日 一部改正)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月10日 一部改正)

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日 一部改正）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月11日 一部改正）

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

業務外出・公用車使用伺

令和 年 月 日

校長 殿

所属・職名

氏 名

印

業務外出

下記用務により、

してよろしいか伺います。

公用車使用

記

外出日時 (公用車使用日時)	自 令和 年 月 日 () 時 分 から 至 令和 年 月 日 () 時 分 まで
用 務	
用 務 先	
(1)運転者名	
(2)同乗者名 (同乗者がいる場合には以下に記載すること)	
(3)使用する公用車 (車名にチェックを入れること)	
<input type="checkbox"/> 1.パッツ <input type="checkbox"/> 2.ノート <input type="checkbox"/> 3.ノア <input type="checkbox"/> 4.トラック <input type="checkbox"/> 5.レンタカー <input type="checkbox"/> 6.借り上げバス	
ETCカード利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ※高速道路を利用する場合は、必ず「有」にチェックを入れ、料金の支出予算を記載する乗者名(以下に記載すること。)
借り上げバス等 使用の場合	

上記業務外出を命ずる。

上記公用車の使用を承認する。

校長	事務部長	総務課長	課長補佐	人事係	総務企画係	契約係
学科・科主任	技術室長	学生課長				

別表

函館～八雲	八雲～洞爺	札幌～美唄	札幌～砂川	札幌～滝川
札幌～白老	札幌～苫小牧	札幌～追分	札幌～新夕張	岩見沢～深川
岩見沢～旭川	砂川～旭川	滝川～旭川	旭川～白滝	旭川～士別
旭川～名寄	旭川～美深	東室蘭～苫小牧	東室蘭～南千歳	幌別～南千歳
登別～南千歳	南千歳～占冠	遠軽～北見	北見～網走	名寄～音威子府
幌延～南稚内	幌延～稚内	郡山～白石蔵王	郡山～米沢	郡山～那須塩原
福島～仙台	福島～赤湯	福島～かみのやま温泉	福島～山形	福島～新白河
仙台～くりこま高原	仙台～一ノ関	仙台～浪江	古川～一ノ関	古川～水沢江刺
古川～北上	一ノ関～新花巻	一ノ関～盛岡	水沢江刺～盛岡	盛岡～二戸
盛岡～八戸	盛岡～大曲	盛岡～角館	八戸～新青森	青森～鷹ノ巣
青森～大館	山形～新庄	大曲～秋田	大曲～雫石	秋田～東能代
秋田～鷹ノ巣	秋田～象潟	秋田～仁賀保	秋田～田沢湖	秋田～角館
八郎潟～鷹ノ巣	東能代～弘前	大館～新青森	羽後本荘～鶴岡	羽後本荘～酒田
越後湯沢～高崎	新井～柏崎	新井～長岡	上越妙高～長岡	上越妙高～見附
上越妙高～黒部宇奈月温泉	上越妙高～上田	上越妙高～長野	直江津～長岡	直江津～見附
直江津～東三条	長岡～新潟	新潟～村上	東京～小田原	東京～湯河原
東京～小山	東京～熊谷	東京～本庄早稲田	東京～石岡	東京～八街
東京～成東	東京～横芝	東京～八日市場	東京～茂原	東京～上総一ノ宮
東京～大原	東京～君津	東京～木更津	霞ヶ関～箱根湯本	品川～小田原
品川～熱海	品川～石岡	新横浜～熱海	新横浜～三島	小田原～新富士
小田原～静岡	熱海～静岡	熱海～伊豆急下田	池袋～西武秩父	新宿～大月
新宿～箱根湯本	三鷹～大月	三鷹～塩山	三鷹～山梨市	立川～塩山
立川～山梨市	立川～石和温泉	立川～甲府	八王子～塩山	八王子～山梨市
八王子～石和温泉	八王子～甲府	八王子～竜王	八王子～葦崎	上野原～甲府
大月～葦崎	大月～小淵沢	石和温泉～上諏訪	甲府～富士	甲府～岡谷
甲府～塩尻	甲府～富士宮	甲府～内船	上野～小山	上野～石岡
東武動物公園～新桐生	大宮～宇都宮	大宮～本庄早稲田	大宮～高崎	大宮～新前橋
大宮～前橋	大宮～安中榛名	小山～那須塩原	熊谷～安中榛名	熊谷～佐久平
高崎～長野原草津口	高崎～佐久平	高崎～上田	北千住～足利市	北千住～太田
浅草～太田	柏～友部	柏～水戸	柏～勝田	水戸～いわき
いわき～相馬	軽井沢～長野	錦糸町～成東	錦糸町～横芝	錦糸町～八日市場
錦糸町～旭	錦糸町～滑河	錦糸町～佐原	千葉～八日市場	千葉～旭
千葉～銚子	大網～安房鴨川	大原～海浜幕張	大原～蘇我	御宿～海浜幕張
勝浦～海浜幕張	勝浦～蘇我	上総興津～海浜幕張	上総興津～蘇我	安房小湊～海浜幕張
安房小湊～蘇我	安房鴨川～蘇我	館山～木更津	館山～五井	館山～海浜幕張
館山～蘇我	富浦～五井	富浦～海浜幕張	富浦～蘇我	岩井～海浜幕張
保田～海浜幕張	浜金谷～海浜幕張	三島～静岡	新富士～掛川	静岡～浜松
豊橋～名古屋	豊橋～水窪	豊橋～中部天竜	名古屋～米原	名古屋～飛騨金山
岐阜～下呂	岐阜～飛騨萩原	米原～武生	米原～鯖江	米原～福井

米原～京都	高山～富山	長浜～福井	敦賀～芦原温泉	敦賀～京都
武生～小松	武生～金沢	鯖江～金沢	福井～松任	福井～金沢
芦原温泉～金沢	小松～七尾	金沢～富山	金沢～黒部宇奈月温泉	金沢～七尾
金沢～和倉温泉	新高岡～黒部宇奈月温泉	新高岡～糸魚川	富山～糸魚川	糸魚川～長野
糸魚川～飯山	上諏訪～信濃大町	塩尻～中津川	塩尻～長野	木曾福島～多治見
松本～篠ノ井	松本～長野	安中榛名～長野	佐久平～長野	佐久平～飯山
上田～飯山	京都～日根野	京都～関西空港	京都～綾部	京都～福知山
京都～西舞鶴	新大阪～姫路	新大阪～海南	新大阪～和歌山	大阪～柏原
尼崎～柏原	姫路～岡山	姫路～和田山	姫路～八鹿	姫路～江原
姫路～豊岡	相生～岡山	上郡～鳥取	岡山～福山	岡山～新尾道

岡山～新見	岡山～多度津	岡山～観音寺	岡山～伊予三島	岡山～善通寺
岡山～琴平	岡山～阿波池田	岡山～三原	岡山～大原	倉敷～新見
新倉敷～新尾道	新倉敷～三原	福山～東広島	新尾道～広島	宝塚～柏原
宝塚～福知山	三田～福知山	新見～米子	津～鷓方	津～名張
松阪～紀伊長島	松阪～尾鷲	多気～尾鷲	紀伊勝浦～紀伊田辺	串本～紀伊田辺
紀伊田辺～海南	紀伊田辺～和歌山	湯浅～天王寺	藤並～天王寺	海南～天王寺
和歌山～天王寺	二条～綾部	二条～福知山	二条～東舞鶴	二条～西舞鶴
亀岡～綾部	亀岡～福知山	亀岡～東舞鶴	亀岡～西舞鶴	園部～福知山
園部～東舞鶴	園部～西舞鶴	園部～宮津	福知山～豊岡	福知山～城崎温泉
福知山～網野	福知山～峰山	鳥取～伯耆大山	鳥取～米子	倉吉～松江
米子～鳥取大学前	松江～大田市	出雲市～江津	出雲市～浜田	大田市～浜田
大田市～益田	益田～新山口	児島～伊予三島	高松～観音寺	高松～川の江
高松～伊予三島	高松～阿波池田	高松～大歩危	高松～板野	高松～池谷
高松～徳島	高松～阿南	高松～勝瑞	坂出～川の江	坂出～伊予三島
坂出～新居浜	坂出～阿波池田	宇多津～阿波池田	丸亀～新居浜	丸亀～壬生川
多度津～新居浜	観音寺～今治	川の江～今治	伊予三島～今治	新居浜～伊予北条
新居浜～松山	伊予西条～松山	壬生川～松山	今治～伊予大洲	松山～八幡浜
松山～卯之町	松山～宇和島	阿波池田～高知	阿波池田～徳島	阿波池田～阿波川島
土佐山田～須崎	後免～須崎	高知～土佐久礼	高知～窪川	須崎～中村
栗林～池谷	栗林～徳島	栗林～勝瑞	屋島～池谷	屋島～徳島
志度～徳島	徳島～日和佐	徳島～牟岐	三原～広島	広島～徳山
新岩国～新山口	新山口～新下関	新山口～津和野	新山口～小倉	新下関～博多
小倉～博多	小倉～新鳥栖	小倉～中津	小倉～柳ヶ浦	小倉～宇佐
小倉～杵築	折尾～中津	香椎～行橋	博多～筑後船小屋	博多～荒尾
博多～新玉名	博多～佐賀	博多～肥前山口	博多～肥前鹿島	博多～武雄温泉
博多～有田	博多～行橋	博多～日田	博多～天ヶ瀬	鳥栖～武雄温泉
鳥栖～早岐	鳥栖～佐世保	久留米～熊本	久留米～天ヶ瀬	久留米～豊後森
久留米～由布院	筑後船小屋～熊本	筑後船小屋～新八代	新玉名～新鳥栖	熊本～新水俣
熊本～出水	熊本～新鳥栖	熊本～宮地	熊本～豊後竹田	熊本～一勝地
熊本～人吉	八代～人吉	新八代～出水	新八代～川内	新八代～人吉

新水俣～鹿児島中央	出水～鹿児島中央	鹿児島中央～都城	鹿児島中央～西都城	鹿児島～西都城
新鳥栖～諫早	新鳥栖～武雄温泉	新鳥栖～早岐	新鳥栖～佐世保	佐賀～諫早
佐賀～浦上	佐賀～早岐	佐賀～佐世保	肥前山口～諫早	肥前山口～長崎
肥前鹿島～長崎	中津～別府	中津～大分	柳ヶ浦～別府	柳ヶ浦～大分
宇佐～大分	別府～佐伯	大分～佐伯	大分～日田	大分～天ヶ瀬
大分～豊後森	大分～宮地	津久見～日向市	佐伯～延岡	佐伯～日向市
延岡～宮崎	延岡～南宮崎	延岡～宮崎空港	南延岡～宮崎	南延岡～南宮崎
南延岡～宮崎空港	日向市～宮崎	日向市～南宮崎	日向市～宮崎空港	宮崎～西都城
南宮崎～国分	新水前寺～豊後竹田	宮地～三重町	下今市～春日部	